

第1 丙の罪責

- 1 丙が甲の依頼を受け、50万円を受け取った行為について、受託収賄罪（刑法（以下、法名を省略する）197条1項後段）の成否を検討する。

B市職員として、公共工事に関して業者を選定し、B市として契約を締結する職務に従事していた「公務員」である丙は、甲からその「職務に関し」、「今度発注予定の公共工事についてA社と契約してほしい」旨の請託を受け、丁を介して50万円という「賄賂」を「收受」した。したがって、上記行為には受託収賄罪が成立する。

- 2 丙の行為には、受託収賄罪が成立する。

第2 丁の罪責

- 1 丁が甲から50万円を受け取った行為について、丁は受託収賄罪の幫助（197条1項後段、62条1項）として責任を負うか。

- (1) 前提として、丙及び丁は受託収賄罪の共同正犯（197条1項後段、60条）としての責任を負わない。その理由は次のとおりである。

すなわち、甲からこれまでの経緯を聞き、50万円交付が賄賂の趣旨であると認識したにもかかわらず、丙の指示を受けて封筒に入れられた50万円を受け取った。ここからは、賄賂の收受という重要な役割を丁が演じたと認められる。しかし、丁が同封筒を開けることなく、丙にそのまま渡したことからすれば、丁には正犯意思（自己の犯罪として実現しようとする意思）までは認められないというべきである。そうだとすれば、丁及び丙は受託収賄罪の共同正犯として責任を負わない。

- (2) 丁が甲から50万円を受け取ったことで、丙の行為を促進・容易にしたといえる。なお、丁は、公務員という身分を有しないが、身分を有しないものであっても実行行為を促進・容易にすることはできる。したがって、上記行為には受託収賄罪の幫助が成立する（65条1項参照）。

- 2 上記行為は、受託収賄罪の幫助が成立する。

第3 甲の罪責

- 1 甲が賄賂として丙に渡すため、用度品購入用現金の中から50万円を取り出した行為について、業務上横領罪（253条）の成否を検討する。

- (1) A社総務部長である甲は、用度品購入用現金の管理を任されており、甲は、同現金を手提げ金庫に入れて管理していた。そうだとすれば、甲は、「業務上」、すなわち社会生活上の地位に基づいて反復継続して行われ、その性質上、委託を受けて他人の財物を占有管理するこ

とを内容とする事務として、A社という「他人の物」である用度品購入用現金を「占有」していたといえる。

- (2) 「横領」とは、不法領得の意思を実現する一切の行為をいい、横領罪における不法領得の意思とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思をいう。

甲は、用度品を購入する場合に限って、その権限において、用度品購入用現金からの支出が認められていた。それにもかかわらず、甲は、賄賂として丙に渡すため、用度品購入用現金の中から50万円を取り出した。そうだとすれば、甲の取り出し行為は、委託の趣旨に背き、所有者でなければできないような処分にあたり、「横領」といえる。

- (3) 上記行為には、業務上横領罪が成立する。